

3 平成14・15年度教育課程研究指定校関係資料

(5)平成15年度教育課程研究指定校事業実施要項

平成15年度教育課程研究指定校事業実施要項

1 趣 旨

幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い，もって学校教育の改善充実に資する。

2 研究指定校事業の委嘱

- (1) 都道府県教育委員会，都道府県知事又は附属学校を置く国立大学長は，都道府県教育委員会にあっては域内又は所管の学校，都道府県知事にあっては所轄の学校，附属学校を置く国立大学長にあっては所管の学校のうち，教育課程研究指定校による研究の希望がある場合には，適切な学校を選定し，別紙様式により，国立教育政策研究所に提出するものとする。
- (2) 国立教育政策研究所は，上記(1)により提出のあった内容を審査し，本事業の委嘱が適当と認めた場合，別途定める実施計画書の提出を求める。
- (3) 国立教育政策研究所は，上記(2)により提出のあった実施計画書が適切であると認めた場合，公立学校にあっては都道府県教育委員会（公立幼稚園にあっては市区町村教育委員会も可能とする。），私立学校にあっては当該学校の設置者，国立大学附属学校にあっては当該国立大学長（以下「都道府県教育委員会等」という。）に本事業を委嘱する。

3 研究期間

研究期間は，小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校については原則として1か年，幼稚園については原則として2か年とする。

4 指定校数

47校程度とする。

5 研究主題

研究指定校は，国立教育政策研究所が設定した別紙に掲げる研究主題に関し，研究を行うものとする。

6 研究指定校の運営等

- (1) 委嘱を受けた都道府県教育委員会等は，国立教育政策研究所と密接な連絡をとり，その援助と助言を受けて調査研究を行うものとする。
- (2) 研究指定校は，校内の研究体制を整備し計画的，継続的に研究を進め，研究結果報告を都道府県教育委員会等に提出するものとする。

- (3) 委嘱を受けた都道府県教育委員会等は，研究の終了時に研究成果報告書（ 2 か年にわたって研究を行う場合は，第 1 年次の終了時に研究の中間報告書）を，都道府県教育委員会及び国立大学長においては直接，私立学校の設置者においては当該都道府県知事を経由して，国立教育政策研究所に提出するものとする。
- (4) 国立教育政策研究所は，研究の円滑な実施に資するため，連絡協議会を開催する。

7 経費

- (1) 国立教育政策研究所は，予算の範囲内で，研究に必要な所要額を都道府県教育委員会等からの請求に基づいて支払うものとする。
- (2) 委嘱金の支払いの対象となる経費及び各経費項目への配分額は，実施計画書のとおりとし，変更する場合はあらかじめ国立教育政策研究所に協議し承認を受けるものとする。ただし，各経費項目における配分額の変更増減が委嘱金額の 2 0 % 以内の場合には，この限りでない。
- (3) 委嘱を受けた都道府県教育委員会等は，各年度終了後速やかに別途定める収支精算書を，都道府県教育委員会及び国立大学長においては直接，私立学校の設置者においては当該都道府県知事を経由して，国立教育政策研究所に提出するものとする。

8 その他

国立教育政策研究所は，必要に応じて，研究の実施状況及び経費の処理状況について実態調査を行う。

(4) 高等学校

下記の について研究を行うこととし，複数の研究主題を研究することも可能とする。

評価規準，評価方法の工夫改善に関する研究

高等学校における評価の充実を図るため，国立教育政策研究所における評価規準・評価方法等の研究開発と連携を図りながら，研究所の示す評価規準（案）について調査研究するとともに，評価の計画的な実施や評価方法等の工夫改善について研究する。（対象教科・科目は，新高等学校学習指導要領に定める必履修教科・科目並びに農業，工業，商業，水産，家庭，看護，情報，福祉の各教科における原則履修科目のうち基礎的な科目とし，各学校とも複数の科目について研究する。）